

配分基準表（融資主体支援タイプ）

付加価値額 = 総収入 - 総経費（専従者給与は除く。） + 雇人費

性質	項目	水準	点数
必須	①付加価値額の拡大	<b>ア 現状の付加価値額（⑤新規就農者の加点を受ける者は除く。）</b>	
		a 300万円以上	1
		b 600万円以上	2
		<b>イ 付加価値額の拡大率の目標（⑤新規就農者の加点を受ける者は除く。）</b>	
		a 3%以上	1
		b 10%以上	2
		c 15%以上	3
		d 20%以上	4
		e 30%以上	5
		<b>ウ 付加価値額の増加額</b> <b>（ア）⑤新規就農者の加点を受ける者以外</b>	
		a 100万円以上	1
		b 200万円以上	2
		c 300万円以上	3
		d 400万円以上	4
		e 500万円以上	5
		<b>（イ）⑤新規就農者の加点を受ける者</b> 基準額 = 目標年度における就農後年数 × 50万円	
		a 基準額以上	1
b 基準額の10%増し以上	2		
c 基準額の20%増し以上	3		
d 基準額の30%増し以上	4		
e 基準額の40%増し以上	5		
取組目標	②経営面積の拡大	<b>a 次のいずれも満たす。</b> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている ・施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、土地利用型は4ha以上の経営面積の拡大を行う	5
		<b>b 次のいずれも満たす。</b> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている ・施設園芸は10%以上、果樹は5%以上、土地利用型は2ha以上の経営面積の拡大を行う	4
		<b>c 次のいずれかを満たす。</b> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、経営面積を拡大する ・施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、土地利用型は4ha以上の経営面積の拡大を行う	3
		<b>d 次のいずれかを満たす。</b> ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている ・施設園芸は10%以上、果樹は5%以上、土地利用型は2ha以上の経営面積の拡大を行う	2
		<b>e a～dに該当せず、経営面積を拡大する</b>	1

配分基準表（融資主体支援タイプ）

付加価値額＝総収入－総経費（専従者給与は除く。）＋雇人費

性質	項目	水準	点数	
取組目標	③労働時間の削減	導入機械等の効用等により、一部または全部の作業時間を削減する。		
		a	50%以上の削減	3
		b	20%以上の削減	2
		c	10%以上の削減	1
	④経営管理の高度化	次の取組を実施する。（複数可）		
		ア	現在法人である または 目標年度までに法人化する	2
		イ	GLOBALG.A.P または ASIAGAP の認証を取得している	1
		ウ	農業版事業継続計画（BCP計画）を策定している。（簡易版を含む。）	1
		エ	青色申告を実施している または 目標年度までに実施する	1
	オ	有機JASの認証を受けている または 目標年度までに認定を受ける	1	
	⑤新規就農者	認定就農者である場合、次に該当する者。（複数可）		
			・事業実施年度に就農するもの または 就農後5年度以内の者	2
			・50歳までに就農した者 または 役員の過半が50歳以下である法人	2
			・事業実施年度以降、新規就農者育成総合対策の交付を受けない	1
	⑥農業者の育成	農業研修生の受け入れ（国内で就農予定の者に限る。外国人技能実習制度に基づく者は除く。）		
			・農業研修生を受け入れている。	1
			・受け入れた研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定農業者・認定就農者となった	1
	⑦女性の取組	現状が次のいずれかに該当している		
ア		女性農業者（自らが営農 または 区分経理している場合の部門責任者）	3	
イ		代表者が女性 または 役員（または構成員）のうち女性が過半を占める任意組織		
ウ	区分経理をしている部門の責任者が女性である法人または任意組織			
⑧輸出	輸出事業計画の認定を受けており、導入等する機械等が計画の取組内容に関連するものである		1	

配分基準表（融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立タイプ）

付加価値額 = 総収入 - 総経費（専従者給与は除く。） + 雇人費

性質	項目	水準	点数
必須	①付加価値額の拡大	<b>ア 現状の付加価値額（⑤新規就農者の加点を受ける者は除く。）</b>	
		a 300万円以上	1
		b 600万円以上	2
		<b>イ 付加価値額の拡大率の目標（⑤新規就農者の加点を受ける者は除く。）</b>	
		a 3%以上	1
		b 10%以上	2
		c 15%以上	3
		d 20%以上	4
		e 30%以上	5
		<b>ウ 付加価値額の増加額</b>	
		<b>（ア）⑤新規就農者の加点を受ける者以外</b>	
		a 100万円以上	1
		b 200万円以上	2
		c 300万円以上	3
		d 400万円以上	4
		e 500万円以上	5
		<b>（イ）⑤新規就農者の加点を受ける者</b>	
基準額 = 目標年度における就農後年数 × 50万円			
a 基準額以上	1		
b 基準額の10%増し以上	2		
c 基準額の20%増し以上	3		
d 基準額の30%増し以上	4		
e 基準額の40%増し以上	5		
取組目標	②経営面積の拡大	<b>a 次のいずれも満たす。</b>	
		・ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている	5
		・ 施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、土地利用型は4ha以上の経営面積の拡大を行う	
		<b>b 次のいずれも満たす。</b>	
		・ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている	4
		・ 施設園芸は10%以上、果樹は5%以上、土地利用型は2ha以上の経営面積の拡大を行う	
		<b>c 次のいずれかを満たす。</b>	
		・ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、経営面積を拡大する	3
		・ 施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、土地利用型は4ha以上の経営面積の拡大を行う	
<b>d 次のいずれかを満たす。</b>			
・ 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている	2		
・ 施設園芸は10%以上、果樹は5%以上、土地利用型は2ha以上の経営面積の拡大を行う			
<b>e a～dに該当せず、経営面積を拡大する</b>	1		

配分基準表（融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立タイプ）

付加価値額＝総収入－総経費（専従者給与は除く。）＋雇人費

性質	項目	水準	点数
取組目標	③労働時間の削減	<b>導入機械等の効用等により、一部または全部の作業時間を削減する。</b>	
		a 50%以上の削減	3
		b 20%以上の削減	2
		c 10%以上の削減	1
	④経営管理の高度化	<b>次の取組を実施する。（複数可）</b>	
		ア 現在法人である または 目標年度までに法人化する	2
		イ GLOBALG.A.P または ASIAGAP の認証を取得している	1
		ウ 農業版事業継続計画（BCP計画）を策定している。（簡易版を含む。）	1
		エ 青色申告を実施している または 目標年度までに実施する	1
		オ 有機JASの認証を受けている または 目標年度までに認定を受ける	1
	カ 労働時間、休憩、時間外等について、就業規則等で他産業と同等の労働環境を規定している	1	
	⑤新規就農者	<b>認定就農者である場合、次に該当する者。（複数可）</b>	
		・事業実施年度に就農するもの または 就農後5年度以内の者	2
		・50歳までに就農した者 または 役員の過半が50歳以下である法人	2
		・事業実施年度以降、新規就農者育成総合対策の交付を受けない	1
	⑥農業者の育成	<b>農業研修生の受け入れ（国内で就農予定の者に限る。外国人技能実習制度に基づく者は除く。）</b>	
		・農業研修生を受け入れている。	1
		・受け入れた研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定農業者・認定就農者となった	1
	⑦女性の取組	<b>現状が次のいずれかに該当している</b>	
		ア 女性農業者（自らが営農 または 区分経理している場合の部門責任者）	3
イ 代表者が女性 または 役員（または構成員）のうち女性が過半を占める任意組織			
ウ 区分経理をしている部門の責任者が女性である法人または任意組織			
⑧輸出	<b>輸出事業計画の認定を受けており、導入等する機械等が計画の取組内容に関連するものである</b>		1
⑩他産業との連携	ア 生産・加工・販売の一体化を行っている または 行うこととしている (生産した玄米の精米は加工に含まれない)		2
	イ 異分野の事業者と連携し、生産現場のICT・IOT活用、物流の効率化、外食産業や小売販売業等との契約栽培等の経営の高度化を行っている または 行うこととしている		2
⑪多様な人材の育成・確保	<b>以下のいずれかの取組である</b>		2
	ア 多様な人材（障がい者、高齢者等）が就労している または 就労の環境整備を行っている		
	イ 施設給食（子ども食堂、学校、病院等）への食材提供を行っている		